

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年2月21日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 24-41380-0301 号
工事（委託業務）名	建設発生土適正処理推進工事（盛土）
質 問 事 項	
<p>【該当箇所】 特記仕様書 P22 第32章 その他 5.</p> <p>【質問内容】 土砂を受け入れる他工区の中に、福島県発注工事以外（例えば、いわき市やいわき市水道局・国交省等）の発注工事も予定されているのでしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>他工事については、特記仕様書P.11 「第12章一般施工 2 他工事からの流用土 1) 他工事からの流用」に記載されているとおり、いわき建設事務所発注工事及びいわき市発注工事のみとしています。</p>	

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年2月21日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 24-41380-0301 号
工事（委託業務）名	建設発生土適正処理推進工事（盛土）
質 問 事 項	
<p>① 他工事からの流用土による盛土工について、当初受注者にて計画している日施工量に満たない搬入量となった場合、歩掛等の設計変更は可能か否か、ご教授願います。</p> <p>② 流用土搬入受入に伴う、ダンプトラック誘導員・粉塵対策・搬出入路整備（降雨前後等）・公道の清掃等に掛かる費用の設計変更は可能か否か、ご教授願います。</p> <p>③ 木根等処分費のダンプトラック運搬について原設計では、主幹部0.55 t/m³、枝条部0.26 t/m³にて換算しているが、実績との差異が生じた場合、運搬数量も実績にて換算し設計変更は可能か否か、ご教授願います。</p>	
回 答 事 項	
<p>①流用土の数量に変更がある場合は、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。</p> <p>②施工上必要があると認められるときは、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。</p> <p>③木根等処分に係る運搬数量に変更がある場合は、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。</p>	